

# 東京税財政研究センター 会報 NO.128

2023・8・5

発行人 岡田 俊明  
東京都新宿区百人町1-16-18  
センチュリービル2F  
TEL 03 (3306) 3871  
FAX 03 (3360) 3870  
E-mail tzzkc@nifty.com

## 第29回通常総会

8月21日(月)

PM 1:30~5:00  
会場・全水道会館  
JR水道橋 徒歩5分

多数のご参加を  
お待ちしております!

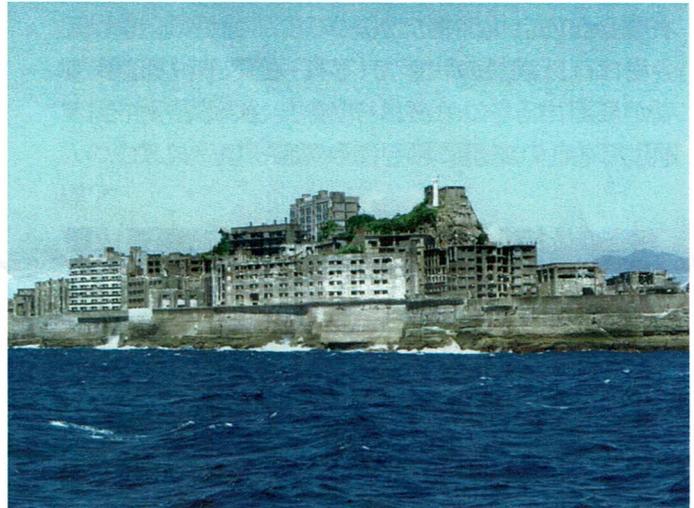
コロナ禍を吹き飛ばす会場開催(ZOOMなし)で第29回通常総会が右記のとおり開催されます。

インボイス、電帳法など、納税者の利便・対応を無視した「行政本位」の施策が次々と持ち込まれ、納税者も、税理士も大いに混乱の中に置かされています。

その中に開催される第29回通常総会は今後の税務行政にかかる重要な意義があります。また、税財政研究センターの会員は減少を続けています。今まで新加入会員の土台となってきた全国税労働組合員も、限界に来ています。社会的にも数少ないこの貴重な運動を今後も安定して続けていくためのセンターの在り方も大きな課題となります。

会員が久々に顔を合わせ議論する機会です。是非!多数の皆様のご参加をお待ちしております。またご都合で出席できない皆さんの「委任状」の提出をよろしくをお願いします。

総会は第一部に「我が国税制の現状と課題・・・」のテーマで岡田理事長が講演をします。質疑、討論の後、15時から通常総会となります。



一軍艦島(長崎県)

### 第29回通常総会

第一部 講演 岡田 俊明

我が国税制の現状と課題

令和時代の構造変化と税制の在り方

第一部 通常総会

日時 八月二日(月) 13:30~

会場 全水道会館(JR水道橋駅徒歩5分)

議題 (1) 事業活動、決算報告

(2) 事業計画、予算案

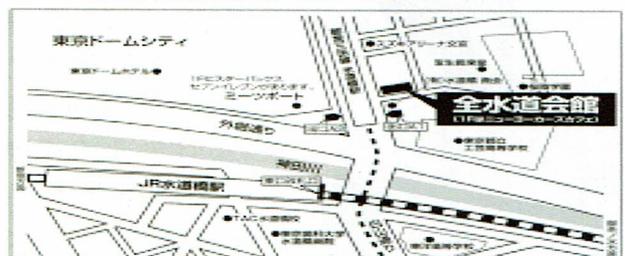
(3) 役員改選

\*総会議案書等はお送りしました。

印刷の持参をお願いします。

- 全水道会館
- 所在地 東京都文京区本郷3-4-1 TEL:03(3816-4196)
- 交通

・JR水道橋駅 東口(御茶ノ水駅寄り)下車徒歩2分  
・都営地下鉄三田線水道橋駅 A1出口 下車徒歩1分



# 全水道会館に99名参集!

## 第66回「公開講座」(6月19日)

第66回目の公開講座が、コロナ禍の中開催中止や開催方法の規制を乗り越え、6月19日水道橋の全水道会館の会場開催で99名の参加者が集いました。会場はほぼ満員の状態で(写真・右)、納税者、参加者が直面する「インボイス・電帳法 さあ、どうする」と題した本日の課題に熱心に取り組んでいました。

報告の最初は「インボイス、当面の対応と調査」と題し小田川豊作・会員。複雑怪奇なインボイス制度を詳細な資料に基づき丁寧に説明。参加者も熱心に聞いていました。報告者の丁寧な説明があってもなお鮮明にならないこの課題の問題の大きさを浮き彫りにしました。(写真・右)



本日の課題の2つ目「電子取引のデータ保存義務化の実務対応」についての報告は岡田俊明・会員(写真下)です。

2024年1月から施行される「電子帳簿保存法」についてその原則的取り扱いについて詳細に報告。

さらに、「電子取引と税務調査」では「提示提出要求に一部でも応じない場合」「災害その他やむを得ない事情の照明」「電子データをすべて書面等で出力保存している場合」「電子データ関連の不正と重加算税」などの項目について詳しく説明をしました。



今回の「公開講座」は、出席者の多くが報告者の丁寧な説明にもかかわらず、困惑と戸惑いの中に置かれたままというのが印象的。今後の研究に今日が一つのきっかけになることを期待します。



### 大衆増税の計画書が 税制調査会中期答申を読む

政府税制調査会は、今後の税制のあり方を示す中期答申「我が国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方」をまとめ、岸田首相に提出した。答申全文は250ページを超え、4年前の中期答申の10倍近い分量になっている。

「はじめに」には、「我が国税制のあり方についての検討の出発点として、税制全般を再点検し、様々な社会的課題を包括的に整理することで、経済社会を巡る状況と今後の『あるべき税制』について、私たち一人ひとりが関心を持ち、理解し、議論に主体的に参画する助けとなることを目指した」としている。目次をながめると、税制を網羅して方向を定めようとしている。叙述も教科書風である。「必ずしも最初から順番に読み進める必要はなく、…それぞれのニーズに応じた読み方をしていただければ」とも書いている。

しかし、「あるべき税制」と大きく出たものの、増税オンパレードを国民(納税者)に強制する「屁理屈」を並べたに過ぎない。がゆえに、放置できない。

#### 増税メニューと論理

目立った答申の「論理」を拾ってコメントしてお

きたい。

▼税とは、そうした社会に必要なとされる公的サービスの費用負担を皆で分かち合うものであり、「社会共通の費用を賄うための会費」⇒国税庁がある時期から看板に掲げる「会費論」である。税の本質の「収奪」を隠す屁理屈である。

▼所得税や相続税の累進構造等を通じ、社会保障による現金・現物給付とあわせて、社会的に望ましい再分配を実現していくことも、租税の役割⇒その機能が失われていることが問題なのではないか。

▼民主主義の下では公的サービスの充実には合意を得やすい一方で、その負担を定める租税制度には合意が得にくく、結果として、現在の公的サービスに見合う負担の大部分を将来世代への先送りにしてしまうということが起こりがち⇒それは民主主義の問題だろうか。

▼租税特別措置等は、基本的には「公平・中立・簡素」という租税原則に反します⇒そうであるならば、その是正措置が示されるべき。

▼租税制度の「公平・中立・簡素」を考える上での前提として、租税の「充分性」も、これらの3原則と並んで重要なものと位置付けるべきだ⇒公平・中立・簡素が租税原則だというのは消費税導入のための財務省の創作だが、新たに「充分性」を加えた。将来の税収にまで配慮を求め始めた。

▼負担分任の精神に基づく税負担は地域社会に参加する会費と言うこともできます⇒応能負担より応益負担の強調が明瞭。住民税の現行の10%比例税率を美化してさえる。

▼個人の働き方や収入のあり方も多様化していますが、そのような働き方であっても、取引の的確な把握などの環境整備を通じた適正な申告によって、税制における公平性を確保することは重要⇒大衆増税路線への布石である。

▼防衛力の抜本的強化を図るには、経済情勢や国民生活の実態に配慮しつつ、財政基盤を強化することが不可欠⇒軍事費増税の方向性を容認した。

▼行政分野におけるデジタル基盤の整備として、マイナンバーカードの普及は特に重要⇒これだけ問題になっているのに、カード普及にこだわるのはなぜか。税と社会保障そして災害に限定して使用するのはなかったか。

▼更なる増加が見込まれる社会保障給付を安定的に支える観点からも、消費税が果たす役割は今後とも重要⇒消費税福祉目的税論である。消費税は一般財

源である。

▼法人実効税率の国際的な引下げ競争は、世界的な最低税率導入の合意を受けて、一定の歯止めがかかった⇒今後どうするのか、法人税増税の議論を回避すべきではなからう。

▼給与所得控除の性格については、「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整のための特別控除」の二つの性格を有するものと整理されています⇒給与所得控除引き下げの準備のための一方的で恣意的な「整理」である。

▼給与所得者の必要経費と指摘される支出は給与収入の約3%程度と試算⇒給与所得控除の引き下げ目標？

▼現行の課税の仕組みは、勤続年数が長いほど厚く支給される退職金の支給形態を反映したのとなつていますが、近年は、支給形態や労働市場における様々な動向に応じて、税制上も対応を検討する必要が生じてきています⇒退職金課税強化の方向を示唆している。

▼「2分の1課税」を通じて累進緩和する必要があるかを個々の所得の性質に応じて判断していくべきではないかといった考え方もあります⇒一時所得、譲渡所得、退職所得にある1/2課税も否定する方向性が見える。

▼我が国の公的年金に係る税負担は国際的に見ても極めて低い⇒公的年金への課税強化が目論まれている。

▼経済社会の構造変化の中で非課税等とされる意義が薄れてきていると見られるものがある場合には、そのあり方について検討を加える⇒マスコミでは、早速通勤手当非課税が狙上に上っている。

▼金融商品間の税率等の課税方式を均衡化するとともに、利益と損失の損益通算も可能とするため、金融所得課税の一体化が進められてきました⇒金融所得一体課税を容認している。「1億円の壁」問題については、「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置が導入され、税負担の公平性の確保が一定程度図られ(た)」とするのはあまりに脳天気な認識。

▼(生命保険料控除は)金融商品間の税負担の公平性及び中立性に照らして問題がある⇒生命保険料控除の廃止を示唆するもの。

▼国・地方を合わせた個人所得課税(総合課税分)の最高税率はOECD加盟国の中で最も高くなっています⇒所得税・住民税の税率には手を付けないつもりか。

▼個人住民税についても、所得税と同様、高所得者層において負担率が低下する傾向が見られることに留意が必要⇒どうするのか、各論が見えない。

▼引き続き、所得控除のあり方を検討していくことが求められます⇒所得控除縮小論ではないのかが危惧される。

▼青色申告特別控除等の制度のあり方も検討していくことが求められます⇒これも何を示唆するのか。青色優遇の終焉？

▼数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みなど納税者の申告の利便性に資する仕組みにもつなげていくことが期待されます⇒申告納税制度と整合がとれるのか。

▼納税義務者の死亡の事実を早期に把握するためには、固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けを推進する取組みも有効⇒約束違反である。

▼電磁的記録にも印紙税を課税すべきではないか、といった考え方もあります⇒印紙税廃止論に対する反論か。

▼免税事業者が、仕入れに係る消費税額を超えて、本体価格に消費税として金額を上乗せして別途受け取ることとなれば、仕入れに係る消費税額を超えた部分については、いわゆる「益税」が生じる⇒「一概に述べることは困難」としつつも、「益税論」を安易に議論することは不適切。

▼納税義務のない免税事業者がインボイスを交付できるような仕組みとした場合、免税事業者は、インボイスにどのような税額を記載しても、自らの納税

額には影響がないため、買い手の求めに応じて、高い「税率」や「税額」を記載する誘因が働く可能性もあります。このため、免税事業者がインボイスを発行することは認められていません⇒驚くべき暴論である。

▼法人税については、所得税及び消費税との関連性も踏まえつつ、税制体系全般(タックス・ミックス)において適切な負担のあり方を検討していく⇒増税しないという選択枝か？

◇ ◇ ◇

このように、税制全般について論じた中期答申。しかも、大衆増税の方向が濃厚である。各論は与党税調に託されたということであり、年末に向けた税制論議には十分な注意を払いたい。



— ハウステンボス(長崎県)

## ザ・コラム

### 宇宙の話

▲先日友人二人と一緒に飲み会での話で、最近の地上波テレビは面白い番組が少ないということになり、三人が共通してBSテレビを結構観ているという話で盛り上がりました▲私が以前から楽しみに観ているのがBS3チャンネルの「コスミックフロント」という宇宙に関する情報番組です。先日は宇宙の成分は何から出来ているのかというテーマで、私に理解出来ない用語もいっぱいあるのですが、私達が観測出来る物質は宇宙全体の5%に過ぎずあとは正体不明の物質(ダークマター)が26%で、69%が正体不明のエネルギー(ダークエネルギー)だということだ▲ダークマターは質量(重さ)があり、陽子の質量の数兆分の1とも予想されるようです。電磁波も出していないので現在まで発見されていませんが、存在が判明したのは渦巻き型の銀河の外側の星が、本来ならば中央部分の星より速く動くはずなのに、同じスピードで動いているのは何かがあるからなのにならぬようにつなぎとめているということだ、存在が判明したとこのことだ▲ダークエネルギーは、遠くの超新星爆発で重力に逆らって予想される速度よりも速く遠ざかっていることから、未知の質量を持たないエネルギーの存在が判明したとこのことですが、科学は科学者の豊かな想像力によって確実に進歩しているのに、想像力欠乏症のどこかの政治家に効果のある薬が早く発明されないかなと願っているのですが…!

(H・T)